

日本社会心理学会編集委員会規程

第1条（目的）

本会は会則第4条第5項に基づき、機関誌として「社会心理学研究」（英文名“Japanese Journal of Social Psychology”）を年3回編集発行するため、理事会のもとに編集委員会をおく。

第2条（業務内容）

編集委員会について、次の通り定める。

1. 編集委員会は、本会理事会のもとにおかれ、機関誌に掲載するために投稿された研究論文、及び記事等を受理、審査、編集し、会員に郵送やオンライン公開等の方法で配布する。
2. 編集委員会は、役員選挙規程第11条に従い選出された編集委員からなるものとする。
3. 編集委員会は、次の通り編集委員長と副編集委員長をおくものとする。
 - (1) 編集委員長1名
編集委員長には編集担当常任理事を充て、編集委員会を招集し、その議長となるほか編集事務を統括する。
 - (2) 副編集委員長1名以上
編集委員長を補佐する。
4. 編集委員会は、非理事の会員の中から編集事務を補佐する編集幹事1名を選出することができる。ただし、当分の間非常勤とする。
5. 編集委員会の開催にあたり、必要に応じて、別途内規に基づいた旅費を支給することができる。

第3条（審査者）

編集委員会は、「社会心理学研究」に投稿された論文を審査するため編集委員のほかに複数の審査者をおくことができる。審査者はその専門領域・業績などを考慮して選定し、編集委員長が審査を委嘱する。

第4条

編集規程及び論文審査の基準・方法については別に定める。

附則

- 一. この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。

- 二. この規程は、1985年3月30日より施行される。
- 三. 2018年の一括改訂に伴い、1993年10月29日、1998年11月7日、2006年9月17日、2017年10月27日の改訂を削除。
- 四. この規程は2018年8月27日から実施される。